

## 大分県広域火葬計画

### 第1 総則

#### 1 目的

この計画は、「大分県地域防災計画」、「大分県国民保護計画」及び「大分県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、災害等発生時における広域火葬を円滑に実施するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定める。

#### 2 定義

- (1) この計画において、「災害等」とは、災害の他、我が国に対する外部からの武力攻撃災害及び新型インフルエンザ等の大流行などをいう。
- (2) この計画において、「広域火葬」とは、災害等により被害を受けた市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

#### 3 基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は災害等により広域火葬が必要となった場合は、死者の尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

#### 4 災害時相互応援協定との関係

この計画は、災害対策基本法（以下「法」という。）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき他の地方公共団体と締結した相互応援協定等と整合性を図り、円滑な広域火葬の実施及び遺体の適正な取扱に対応するものとする。

#### 5 県、市町村及び火葬場設置者の役割

- (1) 県は、広域火葬を円滑に実施するため、情報を一元的に管理し提供するとともに、市町村、火葬場設置者及び都道府県間の調整を行うなど必要な措置を講じる。
- (2) 市町村は、広域火葬を円滑に実施するため、市町村内の情報収集と整理を行う。
- (3) 火葬場設置者は、県及び市町村と連携し、広域火葬の応援体制を整え積極的に対応する。

### 第2 災害等に備えた対応

#### 1 火葬場及び連絡担当部局等の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、広域火葬を円滑に実施するため市町村及び火葬場設置者に情報提供するものとする。

- (1) 県内及び近隣県の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数、火葬能力、火葬炉の形式、使用燃料、周辺交通事情等の必要な情報
- (2) 県内市町村及び火葬場設置者及び近隣県の広域火葬に関する連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

## 2 広域火葬等実施組織の整備

- (1) 市町村は、災害等発生時における遺体の取扱体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害等発生時における火葬実施体制及び情報伝達方法等について、構成市町村と協議し、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 県は、前記(1)及び(2)に関して必要な協力等を行うものとする。

## 3 資機材等の確保及び関係事業者との協定締結等

- (1) 市町村は、必要に応じて次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。
  - (ア) 資機材等の確保
    - ・ 棺及びドライアイス、納体袋、マスク、手袋等並びに作業要員の確保
    - ・ 災害等発生時に使用する遺体安置所
    - ・ 災害等発生時における火葬場までの搬送手段及び搬送経路
  - (イ) 協定等の締結
    - 災害等発生時における資機材の確保を目的とした関係事業者又は関係団体との協定等の締結
  - (ウ) 緊急通行車両の事前届出
    - 法第76条第1項の規定による遺体の搬送及び資機材の搬送に使用する車両に係る県公安委員会への緊急通行車両の届出
- (2) 火葬場設置者は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。
  - (ア) 資機材等の確保
    - 火葬に必要な燃料及び資機材の確保
  - (イ) 協定等の締結
    - 災害等発生時における火葬に必要な燃料及び資機材の確保を目的とした関係事業者又は関係団体との協定等の締結
- (3) 県は、大規模災害時に市町村及び火葬場設置者が円滑に広域火葬を実施できるよう遺体の保存及び火葬に必要な資機材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定等に関係

事業者又は関係団体と締結するとともに、必要な情報の収集・共有に努めるものとする。

#### 4 訓練等

(1) 県は、市町村及び火葬場設置者等の協力の下に広域火葬の訓練を随時行うものとする。

市町村及び火葬場設置者は、災害等の種類及び規模、死亡者数及び所在、火葬場の被害状況、周辺交通事情等、複数の被害状況を想定し、各状況に応じた広域火葬の模擬計画の作成に努めるものとする。

県は、必要に応じて次の事項を行うものとする。

(ア) 市町村等関係者に対する広域火葬計画の周知徹底

(イ) 被害想定に応じた広域火葬訓練の実施

(2) 火葬場設置者は、災害等を想定した訓練を随時行うものとする。

### 第3 災害等発生時の対応

#### 1 広域火葬実施体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、県災害対策本部福祉保健医療部福祉保健衛生班（生活環境部食品安全・衛生課）に広域火葬のための担当窓口を設置し、情報収集及び連絡調整にあたるものとする。

#### 2 被害状況等の把握及び報告

(1) 被災市町村は、災害等発生後、速やかに区域内の死者数及び平常時に使用している火葬場の被災状況等についての把握を行い、県に報告するものとする。

(2) 火葬場設置者は、災害等発生後、速やかに火葬場の被害状況、火葬要員の安否、火葬能力及び応援の必要性等の把握を行い、県に報告するものとする。

(3) 県は、被災市町村及び火葬場設置者からの報告等に基づき、広域火葬に必要な情報を集約し、被災市町村及びその他の関係機関に周知するとともに、国に報告するものとする。

#### 3 広域火葬の応援・協力の要請

(1) 県及び火葬場設置者は、県内又は近隣県で災害等が発生したときは、速やかに協力体制を整え、積極的に対応するものとする。

(2) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に広域火葬の応援を要請するものとする。

(3) 県は、被災市町村からの応援要請、または自ら把握した被災状況及び火葬場の被害状況等に基づき広域火葬の実施を決定し、受入可能な火葬場設置者又は近隣県に対し広域火葬の応援を依頼するとともに国に報告するものとする。

(4) 県から広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を県に回答する

ものとする。

- (5) 県は、県内火葬場及び近隣県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに国に対して近隣県以外の都道府県への応援要請を依頼するものとする。
- (6) 県及び火葬場設置者は、近隣県又は国から広域火葬の応援依頼があった場合には、(3)及び(4)を準用し対応するものとする。
- (7) 県は、前記(3)において広域火葬の実施を決定したときは、被災市町村等に速やかにその旨を周知するものとする。

#### 4 火葬場の割り振り及び調整

- (1) 県は、火葬場設置者、近隣県等からの広域火葬の応援承諾状況を整理し、被災市町村ごとに応援火葬場の割り振りを行い、これを被災市町村に通知するとともに、応援の承諾のあった火葬場設置者又は近隣県等に応援依頼の通知をするものとする。
- (2) 被災市町村は、県の割り振りに基づき、遺体安置所及び遺族が保管している遺体について火葬場の割り振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬実施方法等について詳細を調整するものとする。
- (3) 被災市町村は、被災規模、交通規制状況等の非常事態のため火葬場が限定されていること等を遺族に対して説明し、当該市町村が遺体を直接割り振られた火葬場に搬送することについて同意を得ることに努めるものとする。

#### 5 火葬要員の派遣及び燃料・資機材の要請等

- (1) 火葬場設置者は、当該火葬要員の被災等により火葬場が稼働できない場合は、県に対し火葬要員派遣の手配を要請するものとする。  
火葬に必要な燃料又は資機材の確保が困難な場合にあっても同様とする。
- (2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣県に対し火葬要員の派遣について依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。
- (3) 県は、他の火葬場設置者及び近隣県だけでは火葬要員の確保が困難であることが判明した場合は、国にその旨を報告し、他の都道府県等の応援を依頼するものとする。  
また、県は燃料又は資機材の確保要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

#### 6 遺体保存対策

- (1) 被災市町村は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置所を設置するとともに遺体保存に必要な資機材を確保し、遺体を適切に保存するものとする。  
なお、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資機材の搬入は緊急通行車両により行うものとする。

(2) 被災市町村は、遺体保存に必要な資機材を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。

(3) 県は、被災市町村から遺体保存に必要な資機材の確保要請があった場合には、関係事業者及び関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

## 7 遺体搬送手段の確保

(1) 被災市町村は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。

なお、交通規制が行われている場合は、遺体の火葬場までの搬送は緊急通行車両により行うものとする。

(2) 被災市町村は、遺体搬送手段を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。

(3) 県は、被災市町村から遺体搬送手段の確保の要請があった場合には、自衛隊等や協定等に基づいた関係団体等への応援・協力を依頼するとともに、被災市町村外に搬送する際には、市町村間の連絡調整等を行うものとする。

## 8 相談窓口の設置

被災市町村は、火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行うものとする。

その際、広域火葬実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限及び焼骨の受け渡し方法等について、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等への説明を行うものとする。

なお、自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、火葬の受付を行うものとする。

## 9 火葬に係る特例的取扱い

(1) 市町村及び火葬場設置者は、被災市町村が迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後実施等、実態に応じた特例的取扱いについて県に協議するものとする。

(2) 県は、市町村及び火葬場設置者から前記(1)の協議を受けた場合は、直ちに国に承認を求め、その結果を市町村及び火葬場設置者に連絡するものとする。

## 10 引き取り者のいない遺体の保管

警察から引き取り者のいない遺体を引き渡された市町村は、火葬に付し、その焼骨は衣類、所持品とともに引き取り者が現れるまでの間、遺骨保管所等に保管するものとする。

#### 1 1 火葬状況の報告

- (1) 広域火葬を行った火葬場設置者は、自ら設置する火葬場における火葬状況及び被災市町村から搬入した広域火葬状況を、災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。
- (2) 県は、県内の火葬場からの日報を取りまとめ、国に報告するものとする。

#### 1 2 広域火葬の終了

- (1) 被災市町村は、広域火葬を行う必要がなくなった場合は、県に連絡するものとする。
- (2) 県は、被災市町村からの連絡又は火葬状況の報告から判断して支障が無いと認める場合には、広域火葬を終了し、関係する市町村及び火葬場設置者、近隣県等に周知するとともに国に報告するものとする。
- (3) 被災市町村は、火葬依頼実績を取りまとめ、県に報告するものとする。
- (4) 災害等により死亡した遺体の広域火葬を行った火葬場設置者は、火葬実績を取りまとめ、県に報告するものとする。

### 第4 雑則

#### 1 他の協定等との関係

この計画は、市町村又は火葬場設置者が他の市町村又は火葬場設置者と締結している災害等発生時の協定その他の契約に基づく火葬の応援・協力の実施を妨げるものではない。

#### 2 新型インフルエンザ等発生時の対応

新型インフルエンザ等が発生し広域火葬が行われる場合については、第3の1中「県災害対策本部福祉保健医療部福祉保健衛生班」とあるのは「県新型インフルエンザ等対策本部生活環境対策部食品安全・衛生班」と読み替えるものとする。

### 附則

この計画は、平成27年1月28日から適用する。